

(表面)

様式第1号 (第4条関係)

本人通知登録申請書
(新規・更新)

年 月 日

光市長 様

光市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知に関する要綱第4条の規定に基づき、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度を利用したいので、次のとおり登録を申請します。

申請者	1 本人		2 法定代理人		3 任意代理人	
	氏名		生年月日	年 月 日		
	住所		電話番号			

		ふりがな	生年月日	住所	
		氏名		本籍	
登録者	①		昭和・平成・令和	光市	
			年 月 日	光市	筆頭者 ()
	②		昭和・平成・令和	<input type="checkbox"/> ①と同じ	
			年 月 日	光市	筆頭者 ()
③		昭和・平成・令和	<input type="checkbox"/> ①と同じ		
		年 月 日	光市	筆頭者 ()	
④		昭和・平成・令和	<input type="checkbox"/> ①と同じ		
		年 月 日	光市	筆頭者 ()	

注1 太枠内各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注2 申請者の区分に応じ、次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) 申請者本人のときは、申請者本人であることを証明する書類 (運転免許証、個人番号カード等)
- (2) 法定代理人のときは、併せてその資格を証明する書類 (戸籍謄本等)。ただし、本市が本籍地である場合など、本市に備え付けの公簿等により事実が確認できる場合は、必要ありません。
- (3) 任意代理人のときは、併せてその旨を証明する書類 (登録者の自署による委任状)

市記入欄

受付	登録者名簿	入力	本人等の確認書類	
			<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	<input type="checkbox"/> 免許証・旅券・個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ()

通知書発送日 /

(裏面)

光市本人通知について

- 1 本人通知は、登録をした人に係る証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（本人等（注）の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

【通知対象となる証明書】

- ・住民票の写し
 - ・住民票記載事項証明書
 - ・戸籍の附票の写し
 - ・戸籍全部（個人）事項証明書
 - ・戸籍一部事項証明書
 - ・戸籍謄抄本
 - ・戸籍記載事項証明書
 - ・届出書の記載事項証明書
- （消除された住民票、戸籍の附票、除かれた戸籍等も含む。）

(注) 本人等とは

- ・住民票関係 本人又は本人と同一の世帯に属する者
- ・戸籍関係 本人、本人の配偶者、本人の直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書を送付します。ただし、市長が特別の事情があると認めるときを除きます。
- 3 住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。
 - (1) 住民票の写し等の交付年月日
 - (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
 - (3) 交付請求者の種別
- 4 登録を希望する人が疾病その他やむを得ない理由等により、自ら手続をすることができないときは、代理人により登録の申請をすることができます。
- 5 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 疾病その他やむを得ない理由により、直接窓口で申請できない場合
 - (2) 他の市区町村に居住し、遠隔地等の理由により直接窓口で申請できない場合
- 6 登録を廃止しようとする場合、転出又は転居等により登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。本人通知登録（変更・廃止）届出書による住所変更の届出がなされず所在が不明になった場合は、事前登録を廃止することがあります。
- 7 登録者が死亡、居所不明等により住民票を消除されたときは、登録は廃止します。